

◆◆◆ 冷媒管理システム RaMS 機能修正のご紹介 ◆◆◆

日頃より冷媒管理システム RaMS をご利用いただき、誠にありがとうございます。
RaMS をさらに使い易くするために、今回修正した機能について簡単にご紹介します。

充填回収業者でログインして行程管理票のF票を作成する際に、引渡し先の破壊業者や再生業者、省令49条業者等が RaMS に登録しておらず、RaMS による電子情報での依頼はできないような場合の処理方法を見直しました。

⇒項目「**■回収冷媒等**」中の「**回収容器番号**」（ポンベ番号）を入力して「**処理区分**」（破壊、再生、省令49条業者に引渡し等）を選択し、「**■引渡し業者情報**」の表中の「**引渡年月日**」を入力するとF票作成を完了することができ、引渡し業者情報が未入力であっても充填回収業者の都道府県知事宛報告の集計は入力した区分によって引き渡されたものと集計されます。

（但し、その先の処理依頼票や破壊・再生証明書等の発行、交付は RaMS では行えません。）

…3月4日の仕様変更で、それまで全てA票交付日で判定しておりました処理業者への引渡し年度判定を、上記の「引渡年月日」で判定するように改めました。しかし、これに伴い引渡す業者の情報が未入力だと処理量が「年度末保管量」に集計されてしまうようになってしまい、従来通り業者情報が未入力であっても選択した区部で処理されたように集計して欲しいとの利用者様からのご指摘を受けまして、集計方法を改めました。

— 以 上 —